



①



川野武志議員に対する処分要求の件

令和8年2月19日

宮代町議会議長 川野 武志 殿

宮代町議会議員 佐藤 将

被処分要求者

宮代町議会議員 川野 武志

地方自治法第133条の規定に基づき、下記の通り処分を要求します。

記

1. 侮辱を与えた者の氏名
川野武志議員

2. 処分の理由

令和8年2月18日の第2回定例会 本会議において、川野武志議員は私からの「議長、動議。」との発言につき、再三に渡り自己の勝手な思い込み（被処分者が「どうせ同じことを言うのだろう。」と言った趣旨の発言あり。）故意に無視をし続けた上、その動議の説明すらさせずにいたことにより侮辱を受けたので、地方自治法133条の規定により、処分を要求します。

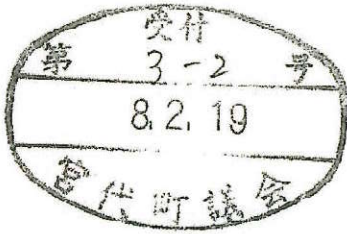
3. 要求する処分の内容

地方自治法135条による（戒告・陳謝・出席停止・除名）のいずれか。

以上



2



川野武志議員に対する処分要求の件

令和8年2月19日

宮代町議会議長 川野 武志 殿

宮代町議会議員 佐藤 将

被処分要求者

宮代町議会議員 川野 武志

地方自治法第133条の規定に基づき、下記の通り処分を要求します。

記

1. 侮辱を与えた者の氏名

川野武志議員

2. 処分の理由

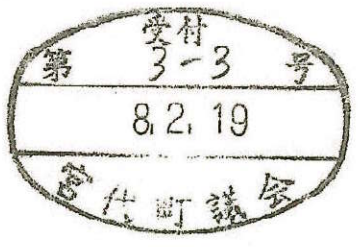
令和8年2月18日の第2回定例会本会議において、川野武志議員は私が「議長 動議」という他の議員と同様の極めて合法的な発言を行ったにも関わらず、川野武志議員の極めて偏った思い込みによる考えを根拠に「また同じことを言うのだろう。」(本人談)と不当に決めつけて、私に対して処分を断行した。これは、「～この法律又は会議規則に違反し～」(地方自治法第129条第1項)に該当しないことから、議長による命令権が付与されていないにも関わらず、法の規定を一切無視して私を議場の外に不法な命令権を行使して退去させたということである。

このことにより私は侮辱を受けたので、地方自治法133条の規定により、処分を要求します。

3. 要求する処分の内容

地方自治法135条による(戒告・陳謝・出席停止・除名)のいずれか。

以上



川野武志議員に対する処分要求の件

令和8年2月19日

宮代町議会議長 川野 武志 殿

宮代町議会議員 佐藤 将行

被処分要求者

宮代町議会議員 川野 武志

地方自治法第 133 条の規定に基づき、下記の通り処分を要求します。

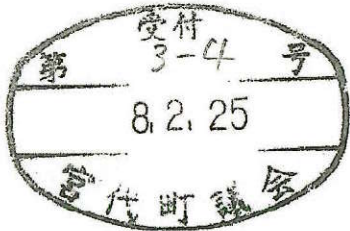
記

1. 侮辱を与えた者の氏名
川野武志議員

2. 処分の理由
令和8年2月18日の第2回定例会本会議において、川野武志議員は私が「議長動議」という合法的かつ他の議員と同様の発言を行ったにも関わらず、「どうせ同じことを言うのだろう。」(本人談)という自己の理由なき勝手な主観のみに基づいた非合理的な考えを根拠とし、不当にこの発言を注意発言とみなしただけに留まらず、そのような全く客観性も論理性もない考えに基づき私を議場の外に退去させるという強権行為を行った。この川野武志議員の行為は議長による命令権付与の根拠法である「～この法律又は会議規則に違反し～」(地方自治法第129条第1項)に明確に反していることは明白である。さらに川野武志議員は、私が処分にあたり法的根拠の説明を求めたものの「なんで法律を読まなければならないのか。」などと発言し、処分等を行うに際し当然行わなければならない処分を行う法的根拠の説明要求にも耳を貸さず、議長としての説明責任までも放棄した。これは防衛権侵害、告知・聴聞の無視である。これらのことから私は侮辱を受けたので、地方自治法133条の規定により、処分を要求します。

3. 要求する処分の内容
地方自治法135条による(戒告・陳謝・出席停止・除名)のいずれか。

以上



4

丸山妙子議員に対する処分要求の件

令和8年2月25日

宮代町議会議長 川野 武志 殿

宮代町議会議員 佐藤 将

被処分要求者

宮代町議会議員 丸山 妙子

地方自治法第133条の規定に基づき、丸山妙子員に対し、下記の通り処分を要求します。

記

1. 侮辱を与えた者の氏名

丸山妙子議員

2. 処分の理由

令和8年2月24日本会議後に開催された議会運営委員会において、丸山妙子員は「昨年の小中学校卒業式で、式中に居眠りをした議員がいた。その議員には卒業式への出席を認めるべきではない。」と言った趣旨の提案を行った。この居眠りを行ったという事実は事実であり、それは私のことでもあります。

私は

。問題とされた居眠りの件は、の影響によるものであり、このことは本会議での謝罪も行いました。

丸山妙子議員は、以上のことを2年程前には私から伝えられていたにも関わらず、今回の提案時に障害等のことには一切触れずに本件提案を行いました。つまり、明らかに私に対する悪意に基づく嫌がらせ及びいじめであり、さらには世の中で障がい者へ苦しむ多くの障がい者へ対する明らかな差別発言でもあります。

そもそも現在の日本においては、障がい者に対する不当な差別的取り扱いの禁止に加え、障害のある者が他の人と同じように社会参加できるように、その特徴に応じた支援や調整を行う「合理的配慮の提供」を行うことが法的に義務付けられている

（「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、略称「障害者差別解消法」7条（行政機関等における障害を理由とする差別の禁止）参照）ことから伺えることから明らかですが、丸山妙子議員の今回の発言は「障害者差別解消法」の立

法趣旨にも真っ向から反する違法行為と言えるものであります。

丸山妙子議員は選挙の時に「自分は人権（活動？）38年」などと、自身があたかも「人権派」であるかのように嘯（うそぶ）いているものの、現実には議会において何度も人権に対する理解や知識が著しく欠如していることを指摘されています。仮に本当に「人権派」であるのならば、今回の発言など考えもしないはずで、つまり、自身が語る「自称？人権派」との宣伝文句とは真逆である今回の悪意に基づいた人権侵害発言は、笑止千万というべきものであり、またもや自身の人権感覚の欠如の現れでもあります。

また、この議会運営委員会での丸山妙子議員の発言に対しては、他の複数の出席議員からは、「そもそも、議会運営委員会で議論するような内容ではない。」とか、「教育委員会からは、出席を遠慮して欲しいといった要望はない。」等々、丸山妙子議員の提案に賛同する意見がなかったことから、この丸山妙子議員による悪意に基づく人権侵害提案は採用されなかったことから、丸山妙子議員の人権感覚には大いに疑問を抱かざるを得ないだけでなく、その人間性や議員としての資質に対し、本質的には弱者に対する感覚の異常性を有しているのであろうことを指摘すべきと考えます。

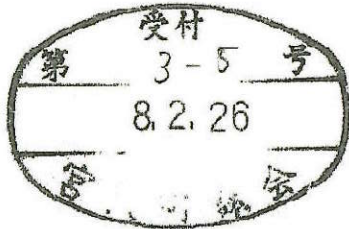
丸山妙子議員の今回のこのような発言により、私は大きな侮辱を受けました。さらに、この丸山妙子議員の発言は私だけに限りません。このような危険な思考及び発言を有する者が議員でもあるということは、世の中の弱者である多くの障がい者の方々に対する大変な脅威であることから、丸山妙子議員という人物は、人権侵害思考者であるということが明白になったということも特に付言せざるを得ません。

そこで、地方自治法 133 条の規定により、丸山妙子議員に対する処分を要求します。

3. 要求する処分の内容

地方自治法 135 条による（戒告・陳謝・出席停止・除名）のいずれか。

以上



写

5

土淵保美議員に対する処分要求の件

令和8年2月26日

宮代町議会議長 川野 武志 殿

宮代町議会議員 佐藤 将行

被処分要求者

宮代町議会議員 土淵 保美

地方自治法第133条の規定に基づき、下記の通り処分を要求します。

記

1. 侮辱を与えた者の氏名

土淵保美議員

2. 処分の理由

令和8年2月25日開催された議会運営委員会において、土淵保美議員は、私が提出した「丸山妙子議員に対する処分要求書の件」を、当委員会の委員長として関与した。その際、鈴木次男議員の「135条2項の8分の1を満たしていないから、この件自体が無効だ。」といった趣旨の発言が誤ったものである（昭31.9.28.行実参照）のに訂正もせずに議事を進行したり、また、侮辱行為を行った当事者である丸山妙子議員の誤った言い訳の検証も、また反対当事者への聞き取りもせず、唯々諾々と受け入れたりといった、およそ公平とは程遠い委員会運営を行った。判断材料が誤っているのに、それを理由に全委員への採決を行ったのであるから、正しい結論である訳はない。

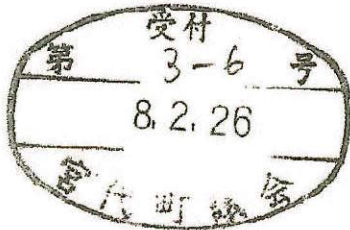
この土淵保美議員の行為は委員長という立場に対する理解及び資質に欠けるだけでなく、平等原則（憲法第14条）にも反する違憲かつ著しく不当なものである

以上のことから私は土淵保美議員より侮辱を受けたので、地方自治法133条の規定により、処分を要求する。

3. 要求する処分の内容

地方自治法135条による（戒告・陳謝・出席停止・除名）のいずれか。

以上



川野武志議員に対する処分要求の件

令和8年2月26日

宮代町議会議長 川野 武志 殿

宮代町議会議員 佐藤 将行

被処分要求者

宮代町議会議員 川野 武志

地方自治法第 133 条の規定に基づき、下記の通り処分を要求します。

記

1. 侮辱を与えた者の氏名

川野武志議員

2. 処分の理由

令和8年2月25日開催された第2回定例会本会議において、議長である川野武志議員は私が宮代町議会会議規則第51条の（発言の要求）に定められた手続きに従って「議長」と呼び、自己の議席番号を告げたことを認識し私を見ていたにも関わらず、「注意」処分を行った。その際、処分の法的根拠を求めたが、それには答えることは行わなかった。その後も繰り返し規則に従って（発言の要求）を行ったにも関わらず、私の発言を無視し続けた挙句、強制的に当日の本会議を閉会させた。

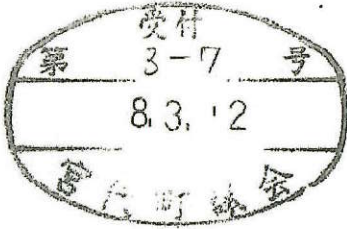
この川野武志議員の行為は議長による命令権付与の根拠法である「～この法律又は会議規則に違反し～」(地方自治法第129条第1項)に明確に反している。さらに川野武志議員は、私が処分にあたり法的根拠の説明を求めたものの応じず、処分等を行うに際し当然行わなければならない処分等の法的根拠の説明要求にも耳を貸さず、議長としての説明責任までも放棄した。

以上のことから私は川野武志議員より侮辱を受けたので、地方自治法133条の規定により、処分を要求する。

3. 要求する処分の内容

地方自治法135条による（戒告・陳謝・出席停止・除名）のいずれか。

以上



川野武志議員に対する処分要求の件

令和8年3月2日

宮代町議会議長 川野 武志 殿

宮代町議会議員 佐藤 将行

被処分要求者

宮代町議会議員 川野 武

地方自治法第 133 条の規定に基づき、下記の通り処分を要求します。

記

1. 侮辱を与えた者の氏名

川野武志議員

2. 処分の理由

令和8年2月26日の第2回定例会本会議において、議長である川野武志議員は「川野武志議員に対する処分要求の件」と「土淵保美議員に対する処分要求の件」の2件につき、本来は全く違う件であるにも関わらず、何ら法的根拠を示さず、また、一括で採決する理由の説明もせずに、一括による取り扱いを行った。

さらに川野武志議員は、本件を委員会に付託すべきなのにそれも行わずに本会議に諮るという必要とされる手続きも、指摘したにも関わらずに行わず、本会議で採決を行うという、民主主義社会として大切な手続きの課程をも何ら説明をすることもなく無視をした。

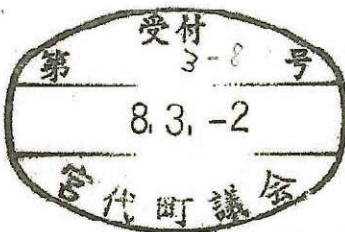
川野武志議員このような不当な議会運営は、議長としての能力・資質に大いなる疑問を示すだけに留まらず、条例・規則等に対する著しい理解に対する軽視する姿勢も明らかであり、このことにより私は、侮辱を受けた。

この件は、地方自治法 133 条の規定により、処分を要求します。

3. 要求する処分の内容

地方自治法 135 条による（戒告・陳謝・出席停止・除名）のいずれか。

以上



8

川野武志議員が、議長として当然遵守すべき議会規則等を故意に無視し続けたことにより議会運営の著しい混乱を繰り返し続けた結果、他の議員に対する侮辱行為を行ったことに対する処分を要求する件

令和8年3月2日

宮代町議会議長 川野 武志 殿

宮代町議会議員 佐藤 将行

被処分要求者

宮代町議会議員 川野 武志

地方自治法第133条の規定に基づき、下記の通り処分を要求します。

記

1. 侮辱を与えた者の氏名

川野武志議員

2. 処分の理由

令和8年2月26日に開催された第2回定例会本会議において、議長である川野武志議員は、私が宮代町議会会議規則（以下、「議会規則」と略す。）第51条で定められている（発言の要求）の手続きに従い、「議長」と呼び、自己の議席番号を告げたことを認識し、私を見てそれを見聞きしていたにも関わらず、私に対し不当に「注意」処分を行った。その際、私のどのようなことがその「注意」に該当するののかとの法的根拠の説明を求めたが、川野武志議員はそれに答えることは行わなかった。これは、合法的に行われた議員の権利行使に対する議長による不当な権利制限であり、さらに何故議員の基本的権利であり、かつ規則に定められた合法的な方法に対する強硬的な制限行使に対する説明責任を放棄しただけではなく、そもそもどのような発言・言動等が川野武志議員に言う「注意」に該当するののかについても全く判明しないことから、その後私は、発言・言動をどのように気を付けなければならないのが全く判明しないという状況に陥った。これらの川野武志議員の議長としての行動は、表現の自由（憲法21条）及び防御権、議員の発言の自由に対する明確かつ重大な侵害である。

その後も繰り返し私は、議会規則に従って（発言の要求）を行ったにも関わらず、川野武志議員は私の発言要求を無視し続けた挙句、これまでこの第2回定例会本会議にて連日のように川野武志議員が強権的に行い続けてきたことと同様の規則違反、

並びに不当行為を行った挙句、この日も最終的には私の行った（発言の要求）を完全に無視したうえで強制的にこの日の本会議を一方的に閉会させてしまい、私の発言要求権を法的根拠なく議長に与えられた権限を濫用することで奪った。

この川野武志議員の行為は議長による議場の秩序維持を定めた地方自治法第129条第1項を根拠としているものと思われるが、仮にこの秩序維持権に基づいた命令権を川野武志議員が行使するのならば、その権利行使の前提要件として、私が、「～この法律又は会議規則に違反し～」に該当していなければ、川野武志議員に対しそもそも議長としての命令権は法的に付与されないことは自明である。ところが前述したとおり、私は会議規則第51条の明文に従った方法により川野武志議員へ発言の許可を求めていたことから、私の発言が会議規則に反していないことは明らかである。そして川野武志議員は、私が川野武志議員からのいわゆる「注意処分」（しかも複数回）にあたり、どのようなことが「注意処分」に該当するのかにつき法的根拠の説明を求めたものの川野武志議員はこれに明確な根拠を示した上での説明に応じようとすらしなかった。

そもそも議場における議会中に、議員の根本的な権利である発言権に対し処分を行うという行為、それは議有権者の代表として発言することを大前提とする議会制民主主義におけるもっとも基本的な権利を制限することとなる。それに対し強制的に制限を行うからには、具体的に根拠を明示することとその根拠となる例規等を示すことは説明以前の当然のことである。今回の場合は、私のどのような言動等がどのような法的根拠により注意処分に該当するから注意処分という制限を行うのかという説明要求にさえも応じなかったことから、これらも含め、議長としての説明責任までも放棄（憲法31条準用）したこととなる。これらは、議長いや議員としての資質すら大いに欠いた言動との評価を逃れることは出来ず、また、法令遵守に対する軽視ともなることから、前述した通り議長としての資質の欠如は明らかである。

さらに付言するならば、いやしくも議会は言論の府である。そこで、議長が議員活動の中心となる言論活動を制限するのであれば、明文の根拠の必要性を待つまでもなく、当然行われるべきことであり、議長としては注意を行う際に自ら率先して説明責任を積極的に行使すべきことは、議会制民主主義の観点から考慮しても明らかであり、仮にこれが無視されるのであれば、それはもはや議会とは言えないばかりではなく、民主主義や法治主義に対する多数派を背景にした挑戦・横暴である。このことは、今回の件につき、意義を唱えなかった宮代町議員全員にも同様に言えることであり、また、議員各位はこのような法令軽視等の指摘を甘受し反省すべきである。

これらのことは、ここ数年、宮代町議会で行われている少数派である一町民や一議員に対する嫌がらせ、いじめの延長線に位置づけられる極めて卑劣な問題でもある。

以上のことから、私は川野武志議員より侮辱を受けたので、地方自治法 133 条の規定により、処分を要求する。

3. 要求する処分の内容

地方自治法 135 条による（戒告・陳謝・出席停止・除名）のいずれか。

以上



9

土淵保美議員が議会運営委員会の委員長として、不当な委員会運営を行った際に誤った議事運営及び採決を行い、それを本会議に諮った結果、他の議員に対する侮辱行為を惹起させるにいたったことに対する処分を要求する件

令和8年3月2日

宮代町議会議長 川野 武志 殿

宮代町議会議員 佐藤 将

被処分要求者

宮代町議会議員 土淵 保美

地方自治法第133条の規定に基づき、下記の通り処分を要求します。

記

1. 侮辱を与えた者の氏名

土淵保美議員

2. 処分の理由

令和8年2月25日開催された議会運営委員会において、土淵保美議員は、私が提出した「丸山妙子議員に対する処分要求書の件」を、当委員会の議題とし、委員長として関与した。その際、鈴木次男議員の「135条2項の8分の1を満たしていないのだから、この件自体が無効だ。」といった誤った趣旨の発言（昭31.9.28.行実参照）があったものの、これに対し検証や訂正、誤りの指摘等を行わないどころか、この鈴木次男議員の誤った発言を正しいものとして扱い議事を進行したことから、他の委員もこの誤った発言を正しいものという理解の下、土淵保美議員は議事を進行した。

また、丸山妙子議員より先日の丸山妙子議員に対する処分要求書内で「障がいに関して事前に説明を行った。」との件に関し、事実としては最低2回説明を行ったにもかかわらず、丸山妙子議員は1回しか聞いていないとの虚偽の発言を行った。この点につき、通常は反対当事者である者からも聞き取り等、何らかの対応を行うことが平等・公平（憲法14条参照）の観点から行われるべきことであるはずであるが、土淵保美議員はこの件も、一方当事者に過ぎない丸山妙子議員の誤った人権侵害発言、特に障がい者に対する差別的発言という極めて人権に配慮すべき重要な件に関し、人権侵害及び差別的発言を行った当事者である丸山妙子議員の一方的かつ感情的とも思われる

言動に対し何ら疑問を抱くことすらなく、唯々諾々と受け入れたに留まらず、慎重な議事進行を蔑ろにし、反対当事者への確認という、極めて容易に行えることすら行わないことにより、丸山妙子議員の発言のみを何ら証拠すらないにも関わらず唯々諾々と受け入れ、かつ、それを正しいものであるという、公平・公正が求められる委員長としては極めて問題のある取り扱いを行うことにより、またしても他の議員の判断を誤らせたうえでの議事を土淵保美議員は進行した。

さらには、泉伸一郎議員による荒唐無稽で独自の客観性のないと思われる発言までも、やはり検証すらせずに受け入れた。

これらにより、最終的には数々の誤った発言に対する反対当事者に対する検証や聞き取りを一切行わず、一方当事者の主張のみを正しいものとして決めつけ、すなわち客観性もなく偏頗的な一方当事者のみの発言により本委員会の採決を行った。

この直後に行われた、本会議において土淵保美議員は、この委員会による客観性のない結果を委員会結果とし報告した。

以上のことから、幾つもの正確性に疑義のある、また、明らかな誤りがあるものに対し、土淵保美議員は本委員会委員長として、全く検証も訂正もせずに委員会を続行し、そのような誤りや正確性に著しく疑義が生じているものを正そうとすらせずに行った本委員会における採択は、そもそも採用すべき類のものでないことも、また、委員会としての正当性の前提を欠くことは明らかである。

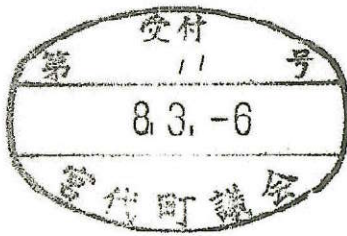
この土淵保美議員の行為は、委員会の委員長という立場に対する理解及び資質を大きく欠くに留まらず、平等原則（憲法第14条）や適正手続き（憲法31条準用）、さらには法の支配や基本的人権、そして宮代町での最高規範たる町づくり基本条例を始めとした様々な例規等における制度趣旨等への理解及び敬意が著しく欠けていることは明白であり、かつ不当なものであることから、委員長のみならず議員としての基本的資質に関しての問題が山積しているものと言わざるを得ない。これらは、通常の感覚を有する一般人の理解において、大いなる疑問を抱かざるを得ないものでもある。

以上のことから、私は土淵保美議員より多大な侮辱を受けたので、地方自治法133条の規定により、処分を要求する。

3. 要求する処分の内容

地方自治法135条による（戒告・陳謝・出席停止・除名）のいずれか。

以上



10

川野武志議員に対する処分要求の件

令和8年3月6日

宮代町議会議長 川野 武志 殿

宮代町議会議員 佐藤 将

被処分要求者

宮代町議会議員 川野 武志

地方自治法第133条の規定に基づき、下記の通り処分を要求します。

記

1. 侮辱を与えた者の氏名

川野武志議員

2. 処分の理由

令和8年3月3日の第2回定例会本会議において、議長である川野武志議員は「川野武志議員に対する処分要求の件」につき、議長受理後は本件を懲罰委員会等の委員会へ付託すべきであったのにこれをせず、いきなり本会議に諮り議決を求めたが、これは手続き的に不当であり、また、このような不当な手続きを強行したことにより私の要求行為を封殺したこととなり、同時に私に対する侮辱でもある。

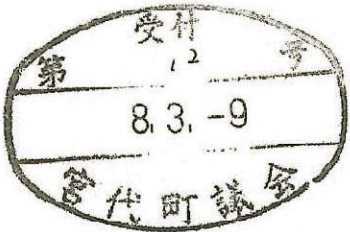
川野武志議員このような不当な議会運営は、議長としての能力・資質に大いなる疑問を示すだけに留まらず、条例・規則等に対する著しい理解に対する軽視する姿勢も明らかであり、これらのことにより私は、侮辱を受けた。

この件は、地方自治法133条の規定により、処分を要求します。

3. 要求する処分の内容

地方自治法135条による（戒告・陳謝・出席停止・除名）のいずれか。

以上



丸山妙子議員に対する処分要求の件

令和8年3月9日

宮代町議会議長 川野 武志 殿

宮代町議会議員 佐藤 将行

被処分要求者

宮代町議会議員 丸山 妙子

地方自治法第133条の規定に基づき、下記の通り処分を要求します。

記

1. 侮辱を与えた者の氏名

丸山 妙子議員

2. 処分の理由

令和8年3月6日の予算特別委員会終了直前、委員長から、昨年の総務文教委員会の打ち合わせの冒頭、丸山妙子議員が「来年の議員視察は予算に余裕があるから、泊りがけにしましょう。」といった趣旨の発言をした際、私が「泊まりありきで話を進めるのはおかしい。そもそも視察というのは町内の問題を検討分析し、そこで改善検討すべきと合意した問題を解決したり上手に行っていたりする自治体を探すことを先ずは話し合うべきである。そして仮にそこが、どうしても宿泊を伴わなければならない遠方であったならば、誰かひとりだけが行き、他の委員はリモートでの参加が可能か否かを先方と相談し、どうしても委員全員が行かざるを得ないとなった場合に宿泊を検討すべきであるべきである。そもそも税金を使つての視察である以上、出来るだけ低廉で行えるよう検討すべきである。」といった趣旨の発言をしたところ、丸山妙子議員は「すみません。言い間違えました。」と述べた一連の件につき、あたかもそのようなことが一切なかったかのように、私に発言の撤回の有無を問われた。以上のことは事実であることから「撤回はしない。」旨、私は行ったが、このような無責任に自己の不誠実な発言をあたかも無かったかのようにしようと試みた丸山妙子議員の態度は、当時の総務文教委員会委員長としても、また、町民の付託を受け、税金の使い方につき出来る限り無駄のないように検討すべき一議員としても極めて問題のある態度であると同時に、私に対する侮辱でもある。

そもそもこの件については私はこれまで、委員会や本会議等で同様の発言を何度も

行ってきたが、これまで丸山妙子議員からは一度も反論すら行われていなかったにも関わらず、今回から予算特別委員会委員長を自身が交代したからなのかどうかは不明ではあるが、今さら何故、前述の自己の発言を無かったかのように画策し、反射的に私に対し「嘘つき」のレッテルを貼ろうと試みようとするのは、全く理解に苦しむ態度である。

丸山妙子議員のこのような不当な態度より、私は侮辱を受けた。

以上の件につき、地方自治法 133 条の規定により、処分を要求します。

3. 要求する処分の内容

地方自治法 135 条による（戒告・陳謝・出席停止・除名）のいずれか。

以上



塚村香織議員に対する処分要求の件

令和8年3月11日

宮代町議会議長 川野 武志 殿

宮代町議会議員 佐藤 将

被処分要求者

宮代町議会議員 塚村 香織

地方自治法第133条の規定に基づき、下記の通り処分を要求します。

記

1. 侮辱を与えた者の氏名

塚村 香織議員

2. 処分の理由

令和8年3月9日の予算特別委員会において、塚村香織議員は委員会を主催する委員長として、平等中立であるべき極めて重要な立場であるにも関わらず、私に対し他の議員と同様なことを行っても不平等な対応を執り続けたうえで委員会を運営したことは大変問題のある態度であると同時に、私に対する侮辱でもある。

塚村香織議員のこのような不当な態度より、私は侮辱を受けた。

以上の件につき、地方自治法133条の規定により、処分を要求します。

3. 要求する処分の内容

地方自治法135条による（戒告・陳謝・出席停止・除名）のいずれか。

以上



(13)

塚村香織議員に対する処分要求の件

令和8年3月18日

宮代町議会議長 川野 武志 殿

宮代町議会議員 佐藤 将

被処分要求者

宮代町議会議員 塚村 香織

地方自治法第133条の規定に基づき、下記の通り処分を要求します。

記

1. 侮辱を与えた者の氏名

塚村 香織議員

2. 処分の理由

令和8年3月16日の予算特別委員会において、塚村香織議員は委員会を主催する委員長という、平等中立を求められる極めて重要な立場であるにも関わらず、私が質問を行った直後、突然私の発言を「不穏当発言があった。取り消すか。」と、そのような発言が不穏当発言となるかを一切特定することなく、抽象的に私に対し発言の取り消しを求めた。私は自分自身の発言の何が不穏当と言われるものに該当するのかが判らないことから、「どの発言が不穏当となるのか。」と尋ねたが、塚村香織議員は私の質問には答えず、「取り消さないのであれば、発言を禁止する。」と言い出した。罪刑法定主義の観点からもこれは明らかに委員長として付託された権限の逸脱に留まらないのは勿論、さらに基本的人権たる言論の自由に対する挑戦でもあることから、このような塚村香織議員の言動は、私に対する侮辱である。

以上の件につき、地方自治法133条の規定により、処分を要求します。

3. 要求する処分の内容

地方自治法135条による（戒告・陳謝・出席停止・除名）のいずれか。

以上



14

塚村香織議員に対する処分要求の件

令和8年3月23日

宮代町議会議長 川野 武志 殿

宮代町議会議員 佐藤 将

被処分要求者

宮代町議会議員 塚村 香織

地方自治法第133条の規定に基づき、下記の通り処分を要求します。

記

1. 侮辱を与えた者の氏名

塚村 香織議員

2. 処分の理由

令和8年3月18日の予算特別委員会において、塚村香織議員は委員会を主催する委員長という、平等中立を求められる極めて重要な立場であるにも関わらず、委員長から発言の許可を受けずに私に対し野次を飛ばした泉議員や他の議員へ対し私が言い返したところ、最初に野次を飛ばした議員達へは何ら注意も批判もせず、言い返した私だけに委員長としての「注意」を行った。このような塚村香織議員の発言は、委員長に求められる公平平等中立に著しく反し、委員長権限を逸脱する大変問題のある言動であるばかりではなく、私に対する侮辱でもある。

以上の件につき、地方自治法133条の規定により、処分を要求します。

3. 要求する処分の内容

地方自治法135条による（戒告・陳謝・出席停止・除名）のいずれか。

以上



15

川野武志議員に対する処分要求の件

令和8年3月27日

宮代町議会議長 川野 武志 殿

宮代町議会議員 佐藤 将

被処分要求者

宮代町議会議員 川野 武志

地方自治法第133条の規定に基づき、下記の通り処分を要求します。

記

1. 侮辱を与えた者の氏名

川野 武志議員

2. 処分の理由

令和8年3月26日の本会議において、川野武志議員は議長という、平等中立を求められる極めて重要な立場であるにも関わらず、議長から発言の許可（議会規則第50条）を受けた私の発言中に、議長からの許可を受けずに野次を飛ばした泉議員や他の議員へ対しては注意をせず、あろうことか野次に対して言い返した私だけに対し「注意」を行った。さらに川野武志議員は私が議会規則第51条に従って発言の要求を行ったにも関わらず、それを目視し認識したにも関わらず無視をして、強制的に議会を閉会させた。

これら一連の行為は、議長に求められる公平・中立・平等に著しく反し、議長権限を逸脱する大変問題のある言ばかりではなく、私に対する侮辱でもある。

以上の件につき、地方自治法133条の規定により、処分を要求します。

3. 要求する処分の内容

地方自治法135条による（戒告・陳謝・出席停止・除名）のいずれか。

以上